

議第24号

三島市都市公園条例の一部を改正する条例案

三島市都市公園条例（平成5年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2有料公園施設中

「

長伏グラウンド A	市民	午前6時30分か	510円
	市民以外の者	ら午前9時まで	820円
	市民	午前9時から正	1,030円
	市民以外の者	午まで	1,540円
	市民	正午から午後5	1,540円
	市民以外の者	時まで	2,570円
	市民	午前9時から午	2,570円
	市民以外の者	後5時まで	3,600円
	市民	午後6時から午	5,150円
	市民以外の者	後9時まで	7,210円
長伏グラウンド C	市民	午前6時30分か	410円
	市民以外の者	ら午前9時まで	610円
	市民	午前9時から正	820円
	市民以外の者	午まで	1,030円
	市民	正午から午後5	1,230円
	市民以外の者	時まで	2,060円
	市民	午前9時から午	2,060円
	市民以外の者	後5時まで	3,090円

を

」

「

長伏グラウンド A	市民	午前 6 時 30 分か	5 2 0 円
	市民以外の者	ら午前 9 時まで	8 4 0 円
	市民	午前 9 時から正	1, 0 5 0 円
	市民以外の者	午まで	1, 5 8 0 円
	市民	正午から午後 5	1, 5 8 0 円
	市民以外の者	時まで	2, 6 4 0 円
	市民	午前 9 時から午	2, 6 4 0 円
	市民以外の者	後 5 時まで	3, 7 0 0 円
	市民	午後 6 時から午	5, 2 9 0 円
	市民以外の者	後 9 時まで	7, 4 1 0 円
長伏グラウンド C	市民	午前 6 時 30 分か	4 2 0 円
	市民以外の者	ら午前 9 時まで	6 2 0 円
	市民	午前 9 時から正	8 4 0 円
	市民以外の者	午まで	1, 0 5 0 円
	市民	正午から午後 5	1, 2 6 0 円
	市民以外の者	時まで	2, 1 1 0 円
	市民	午前 9 時から午	2, 1 1 0 円
	市民以外の者	後 5 時まで	3, 1 7 0 円

に改める。

」

## 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に許可した長伏グラウンドA及び長伏グラウンドCの利用に係る料金の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士